

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鹿児島県川内市

2 構造改革特別区域の名称

唐浜らっきょう生産振興特区

3 構造改革特別区域の範囲

川内市の区域の一部（網津・港・寄田地区）

4 構造改革特別区域の特性

（1）概要

当市は、鹿児島県の北西部に位置し、北は阿久根市、東は樋脇町、東郷町、南は串木野市に接し、西は、東シナ海に面している。三方を紫尾山系をはじめとする山々に囲まれ、市域の中央部は盆地状をなし、川内川が貫流し東シナ海に注いでいる。

当市の平成16年4月1日現在の推計人口は72,881人、世帯数30,639世帯となっている。人口の推移を見ると、昭和50年以降増加傾向に転じ、近年では鹿児島県全体で減少傾向にある中、わずかながら増加している状況であるが、1世帯当りの人員は2.4人となっており、核家族化が進行している状況である。

産業別就業者の構成を見ると、第2、3次産業が95%であり、農業を含めた第1次産業は5%程度となっている。

他方、特区の申請区域は、川内川河口をはさんだ臨海地域に位置し、海岸線から分布する保安林に囲まれた地域であり、当該地域には、重要港湾である川内港及び第1種漁港の唐浜漁港、寄田漁港が整備され、原子力発電所、火力発電所が設置されているところである。

こうした中であって、約50haの砂地の畑に加え、土木・建設業者、砂取り業者等が所有する約10haの農地以外の土地が点在しており、これらの畑等の内陸部に集落と水田地帯が広がっている状況である。

このように、申請区域は、工業、漁業及び農業の産業が混在する地域であり、当市特産物の「唐浜らっきょう」と「チリメン」を産出する地域である。

また、申請区域の農業は、水田と砂地の畑の耕作による農業経営となっており、大半の農家において、「水稻」と「らっきょう」を生産している。

（2）川内市特産物「唐浜らっきょう」

らっきょうは、ユリ科ねぎ属の多年生草木で、中国から平安時代に渡来し、江戸時代まで薬用として栽培されていたところである。これは、らっきょうには、硫黄化合物を含み、食欲増進効果のほか、発汗・消炎などの作用があるためであるが、現在は、漬物をはじめ、サラダ・天ぷらといった様々な調理方法により、健康食材として活用され、その消費が拡大されている。

申請区域における唐浜らっきょうは、大正初期に導入され、栽培面積が15haになった昭和34年には、らっきょうの集出荷、販売を共同で行う生産者組織としてのラッキョウ部会が設立され、1kg当たり40円で山口県へ出荷し、その後、九州管内はもとより大阪府、岡山県の関西市場や漬物会社への出荷等、販路の拡大を推進してきたが、昭和44年に620トン出荷した際、価格の暴落が起こったため、2年後の昭和46年から青果向けに一本化して、出荷してきており、現在は、東京都を中心に愛知県、大阪府、福岡県の青果向け市場に出荷しているところである。

これは、申請区域が、砂地であることから、日本でも限られた砂丘らっきょうの産地であり、砂丘らっきょうの特徴である肌が白く「シャキシャキ」とした食感が市場、消費者から高く評価されたところである。昭和50年からは、肥料試験ほ場の設置、種子消毒の試験、土壌消毒等の病害虫総合防除事業の導入、集出荷施設の整備、省力機械等の導入を関係機関が一体となって図ってきたところである。

(3)「唐浜らっきょう」産地の現状

唐浜らっきょうは、全国でも限られた地域にしかない砂地の畑で、その特性を活かして栽培されている当市の特産物であるが、担い手不足により産地の維持が困難な状況にある。

このため、産地の維持・拡大方策として、らっきょうの先進地である鳥取において生産者を含む関係機関と担い手農家の育成及び担い手となりうる農家の確保のため、機械化栽培体系の確立、労働力の確保及び新規参入対策の研修を行い、新規就農者資金制度の充実、農業大学生等就農相談会の実施、他地域からの通勤農業の推進に加え、平成13年度から市単独で開催している「せんだい営農塾」を夜間及び休日に行っているところであるが、らっきょうにおける現在までの新規参入者の実績は、2戸にとどまっている。

このような中、申請区域にかかる校区の中学校では、体験学習として、らっきょう栽培に取り組んでいるほか、農協においては、品目をらっきょうに限定した「ふれあい農園」を開園し、らっきょう栽培の振興を行っているところである。

しかし、依然としてらっきょう栽培の担い手となりうる農家及び担い手農家

が不足している状況で、農家の高齢化が進んでおり、平成16年4月現在で、農家の平均年齢は、71歳となっている。(資料1参照)

また、平成10年に10haであった遊休農地が、平成15年には、20haに増加(資料1,2参照)していることより、5年後の平成20年には、約30haに増加することが予想され、今後、このまま耕作されないと、農地の荒廃化に繋がり、如いては、農村の活力低下の原因となることが懸念される。

5 構造改革特別区域計画の意義

当市においては、農林水産業振興計画を策定し、各種農業施策の指針としている中で、当地区においては、らっきょうを重点作物として、栽培の推進による産地形成と栽培指導及び経営指導による農家の所得向上を図っているが、農業後継者の第2,3次産業への就業の加え、新規参入者が増えないことにより、担い手不足の課題は依然として解消できていない。

このため、生産者の高齢化に伴う労働力の低下等による栽培面積の減少により、年々遊休農地が増加し、らっきょう産地の維持が難しくなっている。

一方、らっきょうは、健康食品として消費者から注目され、漬物以外にも料理の食材として広く使用されているところである。

また、漬物業者においては、原産地表示の明確化により、国内産が見直され、供給が需要に追いつかない状況にある。

このため、申請区域において、構造改革特別区域法第16条による農地法の特例を活用し、農業生産法人以外の法人で、同条第2項に掲げる要件を満たすもの(以下「特定法人」という。)による新たな資本の投入を図り、そこで、健康な土づくりや改正農薬取締法に対応した農薬基準の遵守、化学肥料の適正使用等環境保全型農業による品質の良い「唐浜らっきょう」を安定供給できる産地づくりや販路拡大等を図り、らっきょうブランドの確立とともに、特定法人及び農村の活性化による地域経済の活性化を図られるとともに、唐浜らっきょうの生産振興に資することにしたい。

6 構造改革特別区域計画の目標

唐浜らっきょうは、当市の特産物として、また、重点作物としてその振興に努めてきたこともあり、園芸作物の中で栽培面積が最も大きく、販売においても昭和53年にいち早く1億円産業になった作物であるが、後継者不足による農家の高齢化や新規参入者が増えないことで、遊休農地が年々増加し、産地の維持が困難な状況にある。

このため、現在の遊休農地が、復旧困難な荒地になる前に、本件の特例措置の活用と併せて、新たな振興策を講じ、特定法人の資本の投入による農地の有効利用を

図ることで、販売額 2 億円産業を目指すものである。

振興策としては、平成 17 年 1 月に国産らっきょう振興に資する「全国らっきょうサミット会議」の開催に加え、特定法人の経営安定対策及び担い手農家育成のための、集出荷施設の整備を大規模に行う計画である。

また、本年からの取組としては、遊休農地への作付けに対するらっきょう種子確保事業の検討や土地利用型農業を目指した新たな農作業機械導入の検討及び当該機械利用による栽培基準の確立を計画している。

さらに、本市は、本年 10 月、1 市 4 町 4 村での市町村合併を迎えようとするなか、平成 17 年 4 月に J A さつま川内と 1 市 4 町による農地保有合理化法人となりえる社団法人農業公社の設立準備を行っているが、その中で、農作業受委託事業、農地流動化事業及び新規就農者研修事業を柱とした事業を展開し、特定法人が参入しやすい環境体制を整備する考えである。

なお、このままの状況が続くと、平成 20 年には、遊休農地が、30ha に増加すると予想されるため、上記の事業を実施しながら、担い手農家を育成及び確保することにより 10ha、特区を活用することにより、20ha の遊休農地を有効利用するものである。

よって、特区認定の初年度については、本年のらっきょう栽培にかかる準備が 7 月から始まることに加えらっきょう種子の集積を考慮し、特定法人 1 社の受入を行いながら、受入事務等のマニュアル作成及び栽培や出荷にかかる支援体制の確立を図る計画である。

なお、2 年目以降は、このマニュアル等に基づき、特定法人の受入を実施して行きたい。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

農業生産法人以外の法人の農業への参入は、今後ますます増加傾向にある遊休農地の有効利用と新たな資本の投入による雇用の促進が図られるとともに、大規模経営を図る上で、担い手農家のモデルとして、既存農家及び新規参入者の目標となり、地域農業の活性化が図られる。

なお、現在、参入要望がある法人は、青果物、加工食品の供給販売事業を行っており、150 トンのらっきょう生産を目標としている。

この目標達成のためには、栽培面積で 8.5ha、雇用者数で 71 人が必要となり、また、販売額は、約 6,000 万円を見込んでいるところである。

また、2 年目以降、20ha の遊休農地が解消されると、全体の栽培面積のうち、出荷用面積は 16.7ha となり、約 1 億 2 千 4 百万円の販売実績を見込んでいるところである。

さらに、申請区域の特性であった農地と農地外の土地が混在していることにより

難しかった、農地の集積がモデル的に図られることにより、既存農家の経営感覚が、土地利用型農業志向に変化すると考えられ、これにより、らっきょう生産を離脱した農家の農地を借受けながら、農地集積を図り、現在の栽培面積を維持できると期待するところである。

8 特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業（１００１）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

21世紀の農林水産業においては国際競争や産地間競争が激化する一方で、安全・安心な食料を求める志向や環境に対する関心が高まっている中において、本市では、平成13年に農林水産業振興計画を5ヵ年計画で作成したところである。当該計画では、これからの農林水産業の振興において、安全・安心な食料や自然の恵みを国民が享受し続けられるよう持続的な発展を図るとともに、地域の特性を活かし、国際競争や産地間競争に負けない魅力ある産地の形成と、活力ある心豊かな農村の形成を図ることを基本理念とし、園芸作物については、少量多品目経営から、特産品としての作物を絞り込むことにより、地域の特性を生かした産地形成と所得の向上を図ることを目標としているところである。

振興策としては、本市の適地適作により、らっきょうを重点作物とし、下記の事業を行う上で、補助事業の導入については、他品目より補助率を上げて実施する。

(1) 集出荷施設整備事業

地域外からの参入や大規模経営を行う上で、経営的に問題となる乾燥・皮むき作業の省力化や生産者の労働力の軽減を図るため、選果ラインの新たな機械の設置及び当該機械を設置するための集出荷施設の増設を行う。

(2) 優良種子確保事業

遊休農地への作付けの際に、らっきょう種子が不足することを防ぐことに加え品質、収穫量の向上による所得向上のために、優良な種子を確保する優良種子確保事業を行う。

(3) 省力機械開発事業

大規模経営を行う上で、コストを抑えるために、大半を手作業で行っている収穫作業を、機械化し機械に合わせた栽培基準の見直しを行う省力機械開発事業を

行う。

(4)らっきょう振興事業

全国のらっきょう産地の関係機関と生産者の代表者が参集し、各産地が抱えている生産、販売等に係る課題の検討及び今後の解決方策等の情報交換をすることに加え、輸入物に対抗できる国産らっきょう産地の確立を図っていくことを目的とした、「全国らっきょうサミット会議」開催の支援を行う。

別紙

1 特定事業の名称

番号 1001

名称 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(貸し手) 川内市

(借り手) 特区内の農地を借り受けて農業に参入する農業生産法人以外の法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日以降

4 特定事業の内容

構造改革特別区域計画の認定日以降，市が特区内の砂地の遊休農地を農地所有者から借り受け，唐浜らっきょうの生産を行おうとする農業生産法人以外の法人（以下「特定法人」という。）へ貸付けるとともに，特定法人は，市と協定を締結し，健康な土づくりや改正農薬取締法に対応した農薬基準の遵守，化学肥料の適正使用と環境保全型農業による品質の良い唐浜らっきょうを生産する。

1年目は，現在要望している法人が特定事業のモデルとなり，遊休農地を有効利用した唐浜らっきょうの生産を行い，2年目以降は，新たな特定法人の参入により，遊休農地の有効利用を図る。

現在，参入を要望している法人は，スーパー等へ青果物の供給販売，冷凍食品及び加工食品の製造供給販売を行っており，構造改革特別区域計画の認定により特定事業が実施されると，加工食品供給販売事業については，生産から加工までを一体化することで，コストの低減が図られる。

また，安心安全な農産物の供給販売や加工食品の製造供給販売が計画的に行うことができると同時に，当市の特産物としての唐浜らっきょうの消費宣伝につながるほか，国民の健康促進や県内への製造供給販売による地産地消の促進が図られる。

5 当該規制の特例措置の内容

申請地域の唐浜らっきょう農家は，過去に2度価格の暴落を経験してきた。

1度目は，昭和53年の国内生産量の増加によるもので，申請地域の販売量は，現在の2倍以上の620トンであった。2度目は昭和62年で中国産の輸入物の増加によるものであった。

申請地区の農家にとって、農業経営の柱となる唐浜らっきょうの収入が不安定なため、現在も、後継者のいない農業経営となっている。当市の65歳以上の農家人口割合は、平成7年の33.3%に対して、平成12年は39.4%に増加しており全国平均28.6%、県平均36.5を上回っている。

また、後継者不足による農家の高齢化が、離農又は経営面積の減少により遊休農地の増加を招き、遊休農地面積は、平成7年の249haに対して、平成12年は278haに増加した。

現状のままでは、平成17年には川内市の遊休農地が310haに増加することが予測され、唐浜らっきょう産地の存続が困難になることにより、新たな資本の投入を図る上で、農業生産法人以外の法人の農業参入による、遊休農地の有効利用を図り、栽培について、農業関連法等（農地法・農薬取締法・肥料取締法・民法・特区法等）の遵守、環境保全型農業による安全安心な唐浜らっきょうの安定供給に努め、地域農業の活性化による唐浜らっきょう産地の維持拡大を図る。

また、特定法人の事業実績が伸びることにより、地域雇用の拡大による経済の活性化に寄与するとともに、らっきょうの薬用食品としての観点から、安定供給による国民の健康増進が図られるため、申請区域において、唐浜らっきょう生産振興特区を実施するものである。

資料 1

唐浜らっきょう産地の推移および計画

販売年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成20年度	備考	
らっきょう栽培可能畑 (ha)	44	44	44	44	44	44	44	44		
栽培面積 (ha)	34.0	29.0	30.0	27.0	26.0	25.0	24.0	(39.0)	種子用 + 出荷用	
	うち農協分	25.7	22.2	24.5	22.2	22.2	21.1	21.2	(39.0)	種子用 + 出荷用
	うち農協出荷分	22.0	19.0	21.0	19.0	19.0	18.1	18.2	(32.5)	出荷用
遊休農地 (ha)	10.0	15.0	14.0	17.0	18.0	19.0	20.0	(5.0)		
出荷量 (t)	536	466	479	385	369	342	(373)	(601)		
	うち農協分	405	356	391	316	315	289	(330)	(601)	
生産額 (千円)	172,671	164,210	151,387	134,835	126,132	162,877	(130,549)	(240,500)		
	うち農協分	130,350	125,517	123,633	110,698	107,536	137,577	(115,500)	(240,500)	
生産者数 (人)	170	167	153	152	145	142	136	(205)	平成20年度は、 臨時雇用者込み	
	うち農協分	128	128	125	125	124	120	120	(205)	平成20年度は、 臨時雇用者込み
平均年齢 (歳)	66.0	67.0	67.6	68.6	69.5	70.2	71.2	(57.8)		
65歳以上の割合	78.9	80.5	81.6	84.8	87.9	94.2	94.2	35.1		

()内は目標予定数値

唐浜らっきょう作付調査表

	(単位 :㎡, %)												計	比率	
	1地区	2地区	3地区	4地区 (1)	4地区 (2)	5地区 (1)	5地区 (2)	6地区 (1)	6地区 (2)	7地区	8地区	計			比率
耕作地	26,035	29,305	14,773	21,653	12,666	22,848	28,718	10,843	0	56,219	17,000	240,060	43.6	167,720	33.8
遊休地			25,185	17,234	15,350	11,527	31,998	19,797	30,810	15,014	33,000	199,915	36.3	166,915	33.7
農地外地目地			335	15,762	0	317	5,331	995	18,390	501		41,631	7.6	41,631	8.4
法人所有地			2,307	25,770	3,477	1,928	9,965	10,367	15,221	1,161		70,196	12.7	70,196	14.2
耕作不適地			0	15,532	10,678	6,258	13,157	1,210	0	2,392		49,227	8.9	49,227	9.9
計	26,035	29,305	42,600	95,951	42,171	42,878	89,169	43,212	64,421	75,287	50,000	551,029	109.1	495,689	100.0

地域区分については、資料 2参照

1, 2地区については、臨海公園整備計画区域のため、遊休農地の積算は行わない。3地区は、砂取り採取業者の参入で耕作できない状況にある畑を遊休農地で計上。